

# 新型コロナウイルス感染症への 対応状況 (厚生労働省)

令和2年6月26日

厚生労働省

# 新型コロナウイルス感染症に関する保育所等のこれまでの対応について

- 1月31日 **「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」**  
→入国規制の地域から帰国した子ども等については、保育所の利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。（順次入国規制の地域を更新。）
- 2月18日 **「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」**  
→都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所の臨時休園等を要請。  
（また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。）  
→2/25に第二報として、感染した子どもが保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断するよう依頼。
- 2月27日 **「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」**  
→学校が一斉休業を行う中において、感染の予防に留意した上で、原則として開所するように依頼。
- 3月5日 **「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在）」**  
→小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、仕事を休んで家にいる保護者に園児の登園を控えるようお願いすることが考えられる旨周知。
- 4月7日 **「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）**  
→緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討すること等を依頼。
- 5月14日 **「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）**  
→緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所としつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき園児の登園自粛をお願いしたり、園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休園を検討していただきたい旨周知。

# 今般の緊急事態宣言後の、保育所等における開所や縮小・臨時休園の考え方

- 保育所については、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、**原則として開所**。
- ただし、以下の場合には、**保育の提供の縮小**や**臨時休園**を検討。

原則	緊急事態宣言が出された地域	園児や職員が罹患した場合・地域で感染が拡大している場合
開所	自粛  (仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して園児の登園を控えるようお願いする)	休園  (ただし、医療従事者等、仕事を休むことが困難な者の子ども等に対して代替措置を検討)

※ 5月7日以降の緊急事態宣言の延長に際して、保護者に対する相談支援などの必要な関与の継続や、全ての保護者に対する保育の提供の必要性の再確認を実施。

## 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度補正予算: 108億円)

### 【事業内容】

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

※ 既存の「保育環境改善等事業」の「安全対策事業」において実施

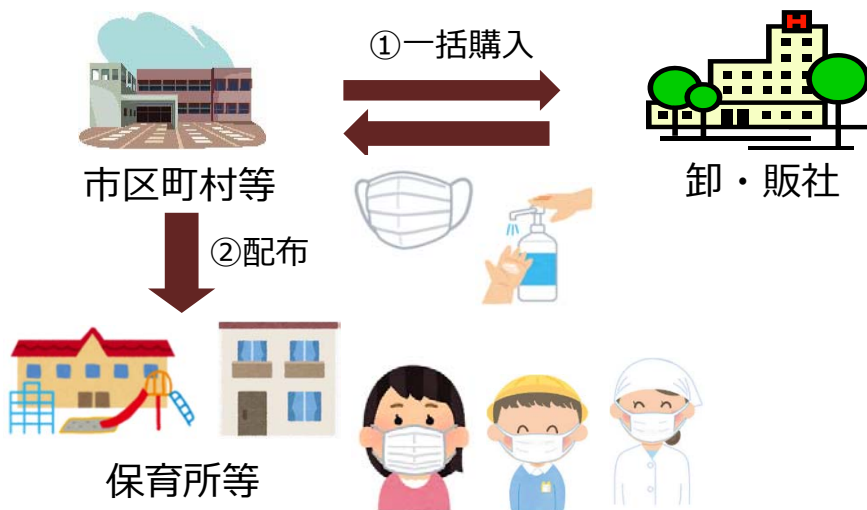
【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設  
(居宅訪問型保育事業を除く。)

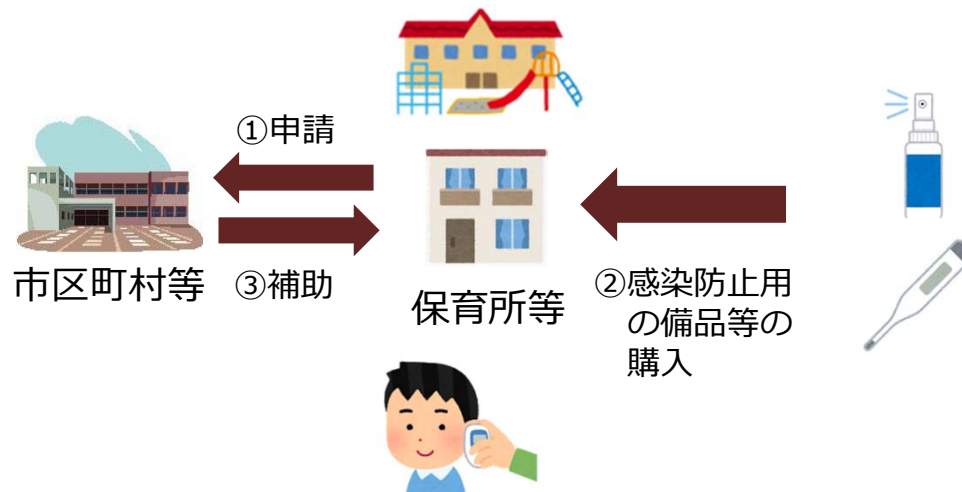
【補助基準額】 1施設当たり 500千円以内 (令和元年度からの合計)

【補助割合】 国: 10/10

### ■ 保育所等へのマスクや消毒液等の配布



### ■ 感染防止用の備品等購入



## 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算：235億円)

### 【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

また、保育所等の職員は、感染症対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



**新** ②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）



**新** ③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）



【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10/10

# 新型コロナウイルス感染症に関する放課後児童クラブの対応

- 1月31日 **「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」**  
→入国規制の地域から帰国した子ども等については、放課後児童クラブの利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。（順次入国規制の地域を更新。）
- 2月18日 **「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」**  
→都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、放課後児童クラブの臨時休業等を要請。  
（また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。）  
→2/25に第二報として、感染した子どもが放課後児童クラブを利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休業を判断するよう依頼。
- 2月27日 **「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」**  
→学校が一斉休業を行う中において、放課後児童クラブについて、感染の予防に留意した上で、原則として開所するよう依頼。
- 3月2日 **「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」**  
→放課後児童クラブの業務に学校の教員が携わることや、学校において子どもを預かることにより子どもの居場所の確保を促すとともに、学校の空き教室や放課後子供教室等の一層の活用等について依頼。
- 3月24日 **「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について（依頼）」**  
→小学校等の教育活動の再開を受けて、4月以降の放課後児童クラブの取組方策（感染症対策、学校施設の活用等）を周知。
- 4月7日 **「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」**  
→緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討すること等を依頼。
- 5月14日 **「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」**  
→緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所としつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき子どもの通所自粛をお願いしたり、子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休業を検討していただきたい旨周知。



# 小学校等の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応について

## ① 小学校等の臨時休業に伴う子どもの居場所の確保方策について

### (1) 放課後児童クラブにおける人的体制の確保

- 法人間の連携や福祉関係団体への協力要請、個々の教職員の業務負担を踏まえた上で、教職員が放課後児童クラブの業務に臨時的に協力

### (2) 学校における子どもの預かり

- 保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童について、通常の課業時間において学校に受け入れ、自習等を実施
- 地域住民等の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用

### (3) 感染予防に向けた取組

- FAQ形式で、感染症対策について周知

## ② 学校の教室等の一層の活用

- 教室、体育館、図書館等の学校施設を放課後児童クラブ等の実施場所として活用

## ③ 放課後児童クラブに関する財政措置

### (1) 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

### (2) 放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

- 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

### (3) 放課後児童クラブ等における感染拡大防止対策に係る支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市区町村が事業所等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要となる費用について財政支援を行う。

## 放課後児童健全育成事業等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算：452億円の内数)

### 【概要】

放課後児童健全育成事業等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため都道府県等が放課後児童健全育成事業所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や放課後児童健全育成事業所等の消毒に必要となる経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

また、職員は感染対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①放課後児童健全育成事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



**新** ②職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）



**新** ③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）



【対象事業所】 放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10／10